

別表1

(補助率及び補助限度額)

最低賃金の引上げ額(時給換算)	補助率	補助限度額
30円以上60円未満	2/3	1,333万円
60円以上	3/4	1,500万円

※事業場内最低賃金の引上げに関する計画書については、交付申請の際に提出いただきます。

応募時点では提出は不要です。

別表2

(審査基準)

①製品・サービスの新規性や革新性(20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術面、ビジネス面において新規性や革新性のある開発となっているか。</li> <li>・既存の製品・サービスへのITの活用については、これまで使われていなかった技術等を活用し、新規性があるか。</li> </ul>
②地域課題や社会課題への対応(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題や社会課題が的確に分析できているか。</li> <li>・実用化されることで地域課題や社会課題の解決に資することができるか。</li> <li>・単なる社会貢献に留まらず、ビジネス性があるか。</li> </ul>
③開発目標・事業化目標(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発、事業化にあたっての目標設定と具体的な計画があるか。</li> <li>・実現性のある目標が設定されているか。</li> </ul>
④製品開発の方法・体制・計画(10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する各開発項目について課題は明確になっているか</li> <li>・開発・実証の効果的な方法がとられているか</li> <li>・計画を実行する上で、適切な人材、人員が確保されているか</li> <li>・開発の大部分を外部からの技術導入に依存していないか</li> <li>・技術力や開発体制、開発スケジュールに無理はないか</li> <li>・研究や実証の場合は、実証実験等の実施先との連携体制に問題はないか</li> </ul>